

## 保護者の皆さまへ

保育所には利用基準があり、入所にあたっては、この基準を満たしている必要があります。当園は、飯塚市の保育施設利用案内にならい、利用基準を定めております。

### こんな方が利用できます

#### 1. 保護者が働いている場合

企業枠ではさらに、どちらか一方の保護者が、当園の提携企業の従業員であることが必要です。※未提携の企業にお勤めの場合も、新たに提携契約を結ぶことで企業枠で利用できるようになります。

【必要書類】

#### 勤務・内職（予定）証明書

就労していることを証明する書類です。就労証明書とも呼ばれます。勤務先にて記入してもらい、当園に提出してください。

#### 2. 就労以外に保育が必要な理由がある

就労の他に保育の利用を必要とする理由がある場合です。自治体で保育認定（支給認定）を受ける必要があります。

<保育認定に該当する理由>

- ・妊娠・出産
- ・保護者の疾病・障害
- ・同居または長期入院中の親族の介護・看護
- ・求職活動中・起業準備中
- ・火災・風水害・地震等の災害復旧中
- ・就学または職業訓練中
- ・虐待やDVのおそれ

【必要書類】

#### （1）子どものための教育・保育給付認定申請書

保育認定（支給認定）を受けていることを証明する書類です。支給認定証とも呼ばれます。市役所に申請し、発行後、当園に提出してください。

#### （2）保育の利用が必要な理由を証明する書類

母子手帳の写し、医師の診断書等、該当理由によって必要な書類が異なります。詳しくは下記の「飯塚市：保育所（園）・こども園入所手続き」をご参照ください。

【飯塚市：保育所（園）・こども園入所手続きについて】

<https://www.city.iizuka.lg.jp/kosodate/kenko/kosodate/hoikuen/nyusyo.html>